

(改定案)

大阪狭山市魅力ある都市空間ビジョン（概要版）

～都市計画マスタープラン～

コメントの追加 [補足説明1]: 全体的に説明文章が多く、概要版としてのボリュームが多かったため、構成を見直しています。

本計画により、めざすべき方針の部分を重点的に記載し、分野別方針の図については、土地利用の方針のみを記載するよう修正しています。

大阪狭山市

令和 4 年（2022 年）3 月（予定）

1. 計画の概要

計画改定の背景

- ・市の都市計画に関する基本的な方針を定める大阪狭山市都市計画マスタープランは、平成11年（1999年）10月に策定し、平成23年（2011年）3月には計画の改定、平成29年（2017年）3月には計画の中間見直しを行っています。
- ・その後、市では第五次大阪狭山市総合計画を策定し、大阪府においても南部大阪都市計画区域マスタープランが改定されるとともに新しいまちのグランドデザインの検討がはじめられています。また、本市を取り巻くまちづくりの状況が変化する中で、これらに対応したまちづくりの方針を立案することを目的に、本計画の改定を行います。

計画期間

- ・本計画は、令和4年度（2022年度）から、概ね10年間を計画期間とします。

計画の役割

【役割1】都市課題を解決することができる“空間形成”に向けた総合的な計画

- ・ハード・ソフトに関する取組みを総合的・戦略的に展開することで、都市課題に対応することができる“空間形成”の方針としての役割を担います。
- ・“空間形成”に関わる行政施策を実施していく際の根拠としての役割を担います。

【役割2】多様な主体でビジョンを共有し実現していくための計画

- ・まちづくりの将来ビジョン実現に向けた方向性を、まちづくりに関わる各主体が共有するための、プラットフォームとしての役割を担います。
- ・各主体の役割や、まちづくりに活かすための考え方や方法を示すための、ガイドラインとしての役割を担います。

2. 市民の都市活動からみた本市の特徴

【特徴1】多様化する居住ニーズに応える高質な住まいの供給

大阪南部における高質な住まいを供給しており、多様な居住ニーズに応えられる居住環境の形成が必要。

【特徴2】近隣都市と利便性を補完し合う「日常生活圏」の形成

選択肢が多く利便性の高い暮らしを維持するため、近隣市の都市拠点を含めた「日常生活圏」の形成が必要。

【特徴3】さまざまな地域資源とつながる余暇活動の場の提供

地域資源の魅力を維持・向上するとともに、他都市の地域資源とのつながりの強化が必要。

3. 本市を取り巻くまちづくりの状況と課題の整理

- ・本市の今ある強みと弱み、今後の脅威を踏まえ、これからのまちづくりにおける主要テーマを設定します。

捉えるべき機会

- 持続可能な社会の実現に向けた取組み
- 情報化社会の進展
- ウォーカブルなまちづくり
- 変化する生活様式や価値観
- コンパクトなまちづくり
- 新たなまちづくりの視点

- 近隣市からの転入（以下の強み等による）
- ゆとりある閑静な居住環境と多様な地域性
- コンパクトな公共交通環境と市民ニーズに沿った利便性の向上
- 豊かできれいな水・みどり
- 市民活動の場としてのみどり
- 暮らしと調和した景観の維持・保全
- 重層的な歴史文化遺産

今ある強み

- 地域活力の維持・向上（通学通学や余暇活動、買回り品購入の市外流出、産業機能等の維持・向上）
- 道路環境の更なる改善
- 都市や地域を特徴づける景観づくり
- 人びとの活動による景観づくり

今ある弱み

- 人口減少・少子高齢化社会の進行を前提としたまちづくり
- 農家数・農地の維持・向上と休耕地化への対応
- 空家・空地の発生抑制、有効活用と流通促進
- 地域の再生・活性化
- 都市のレジリエンスの重要性の高まり
- 大規模な自然災害への備え
- 基盤施設の老朽化への対応

今後の脅威

＜背景となる社会潮流の変化と本市におけるまちづくりの状況と課題＞

4. これからのまちづくりの主要テーマと方針

- ・「本市のまちづくりを取り巻く状況と課題」を踏まえ、＜強みを伸ばす＞＜弱みを補う＞＜脅威に備える＞の視点から、「まちづくりの主要テーマ」を設定し、主要テーマの達成に向けた分野横断的な取組方針を設定します。

主要テーマ1 ＜強みを伸ばす＞

身近な魅力が活きる生活空間の向上

健全な都市活動を維持・向上させていくためには、本市の強みをのばすことで、身近な魅力が活きる生活空間の向上をめざします。

方針1



都市計画制度の適正な運用等による高質な都市環境の維持・向上

- ・豊かな自然環境の維持・保全
- ・ゆとりある高質な居住環境の維持・向上
- ・良好な衛生環境・水質環境の維持・向上

方針2



公共交通の維持・拡大と利用促進

- ・コンパクトで利便性の高い移動環境の確保
- ・モビリティマネジメントによる公共交通の利用促進
- ・日常生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成

方針3



魅力ある水とみどりの拠点と安全・快適なネットワークの形成

- ・水とみどりのネットワークの形成
- ・みどりの拠点・身近なみどりの活用、機能向上、維持管理
- ・狭山池周辺エリアにおけるエリアマネジメント体制の構築

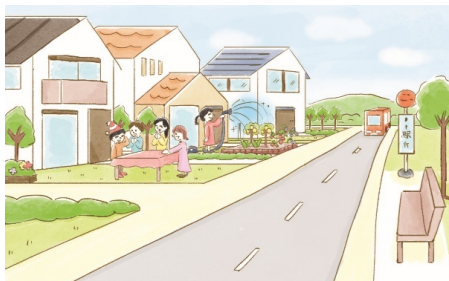
方針4



歴史文化遺産を活用した魅力づくり

- ・テーマ「狭山池」「藩と陣屋」「歴史街道」「豊かに残る地名」「鉄道の開通とニュータウンの開発」を踏まえた歴史文化遺産の保全・活用
- ・歴史文化遺産周辺の環境整備

＜創出する暮らしのイメージ＞



日常の中で、特別な時間を過ごすことができる機会のある暮らしの実現をめざします。

それぞれの地域との関わりをもちながら、多様な居住環境を選択できる暮らしの実現をめざします。



本市独自の魅力を楽しむことができる機会を創出し、水・みどりをより身近に感じられる暮らしの実現をめざします。



主要テーマ2〈弱みを補う〉

活力がにつながるにぎわい空間の形成

健全な都市活動を維持・向上させていくために、強みを伸ばすとともに弱みを補い、活力がにつながるにぎわいのある都市空間の形成をめざします。

方針1



拠点における都市機能の維持・向上

- ・金剛駅周辺における都市機能の維持と機能の集積・複合化
- ・狭山駅、大阪狭山市駅、狭山ニュータウン地区周辺における都市機能の維持と生活利便性の向上

方針2



土地のポテンシャルを活かした地域活力の維持・向上

- ・交通アクセスの状況、土地ポテンシャル、地域の意向を踏まえた産業機能等の維持・向上と新たな機能導入

方針3



道路環境の改善

- ・都市計画道路・幹線道路の整備促進
- ・道路環境の改善による地域課題の解消

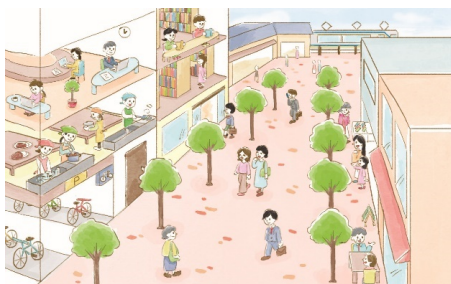
方針4



安全・安心・快適なウォークアブルネットワークの形成

- ・安全・安心・快適なウォークアブルネットワークの形成
- ・歩行者空間における安全対策の推進

〈創出する暮らしのイメージ〉



都市基盤となる骨格道路の整備や生活に密着した地域の道路環境を改善し、安全、安心、快適に移動ができる暮らしの実現をめざします。

身近な場所で、さまざまな活動ができ、利便性が高く、充実感のある暮らしの実現をめざします。



地域資源や都市活動を活かした景観づくりなど、にぎわいや地域の活力を身近に感じられる暮らしの実現をめざします。

主要テーマ3 <脅威に備える>

強靱で持続可能な都市空間の実現

来たるべき変化にも動じず、安定した都市経営を実現するため、強靱で持続可能な都市空間の実現をめざします。

方針1

人口減少・少子高齢化社会の進行に対応した良好な居住環境の維持・向上

- ・空家・空地の発生抑制と適切な維持管理、有効活用と流通促進
- ・地域コミュニティの維持・向上
- ・狭山ニュータウン地区における活性化モデル事業としての取組み推進

方針2

農環境の維持・保全と地域特性に応じた環境調和型の空間形成

- ・良好な営農環境の維持・保全
- ・維持困難な地域における、地域を支える土地利用の展開
- ・地域の特性及び意向、交通アクセスの状況等を踏まえた環境調和型の都市空間の形成

方針3

大規模施設跡地の計画的な活用

- ・大規模な施設移転に伴う計画的な土地利用の検討

方針4

災害に強い市街地の形成

- ・建物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、道路環境の改善、下水道管の耐震補強など推進
- ・流域治水を踏まえ、大阪府と連携した浸水対策の推進
- ・グリーンインフラの維持・保全・活用
- ・被災時の早期復旧・復興が可能な体制構築

方針5

都市活動を支える基盤施設の長寿命化と再編及び活用

- ・基盤施設及び公共施設の長寿命化と更新、再編
- ・施設の運営及び有効活用等の推進

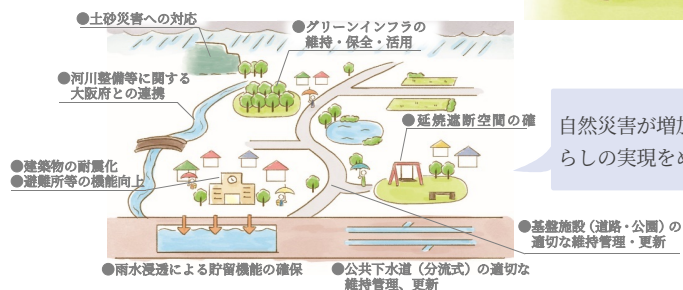
<創出する暮らしのイメージ>



地域課題を地域で考え、住み慣れた場所で、充実した暮らしが継続できる環境づくりをめざします。



良質な中古住宅などの既存ストックを活用し、コミュニティの担い手として活躍することができる暮らしの実現をめざします。



自然災害が増加する中でも、安全かつ安心な暮らしの実現をめざします。

5. 将来都市構造

・「まちづくり主要テーマ」の達成により実現をめざす本市全体のあり方として、「将来都市構造」を設定します。

(1) 都市空間の基本となるゾーンの形成

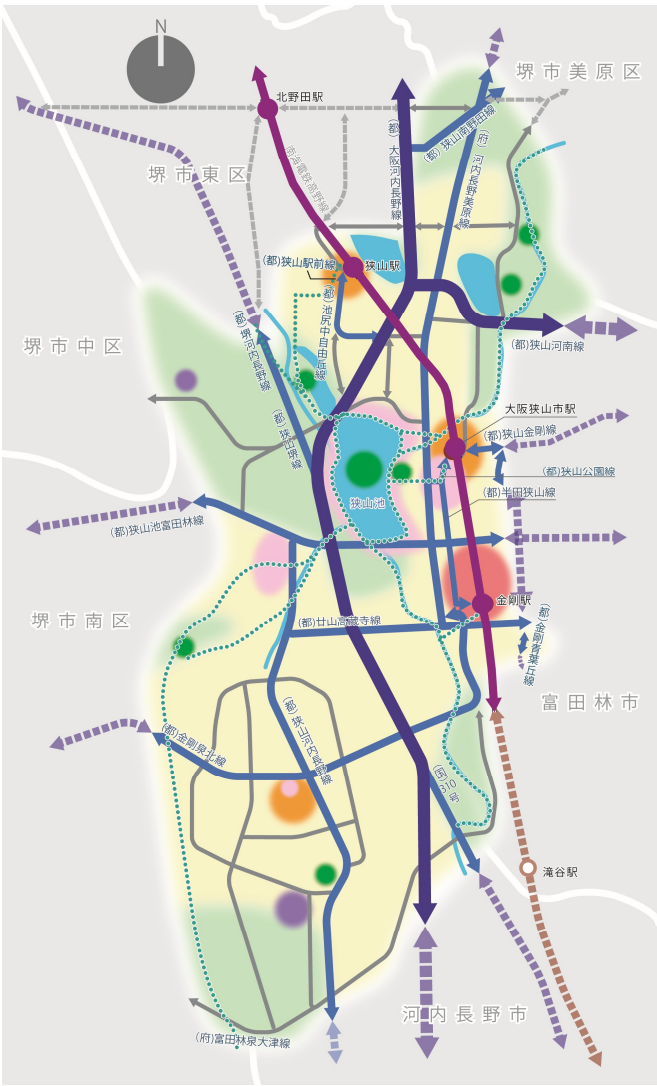
- 市街地ゾーン** ・時代の変化に応じて暮らしや都市活動を支える空間を形成する。
- 人とみどりの共生ゾーン** ・無秩序な市街化を抑制し、みどりの維持・保全をめざす。
・地域の状況に応じた環境調和型の空間形成をめざす。

(2) 役割に応じた拠点の形成

- 中心市街地拠点**
・にぎわいがあり居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざす。
- 近隣中心拠点**
・生活利便性が高く居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざす。
- 公共・文化交流拠点**
・公共公益機能等及び良好な居住環境を維持・向上をめざす。
- みどりの拠点**
・空間の活用、機能向上による、憩い、にぎわいの空間形成をめざす。
- レクリエーション・健康拠点**
・利用しやすく憩える拠点の形成、市民の健康を支える拠点の形成をめざす。

(3) 市民の移動と地域間の連携を支える都市軸の形成

- 交通軸（鉄道）**
・広域公共交通ネットワークの構築による広域生活圏の形成をめざす。
- 交通軸（骨格道路）**
・道路の計画的な整備、維持管理や公共交通を再編し、利便性の向上をめざす。
- 水とみどりのネットワーク**
・狭山池を中心とする水とみどりのネットワークの形成、空間の活用をめざす。
- ウォーカブルネットワーク**
・市内の歩行者空間をウォーカブルネットワークとし、安全・安心・快適な移動環境の形成をめざす。



<将来都市構造図>

6. 分野別方針

◆土地利用に関する方針◆

快適で利便性の高い日常生活圏の構築

- ・エリアの特性に応じ、快適で利便性の高い日常生活圏を構築するとともに、周辺地域と調和した良好な都市空間の形成をめざします。

人口減少・少子高齢化社会の進行に伴う地域課題への対応

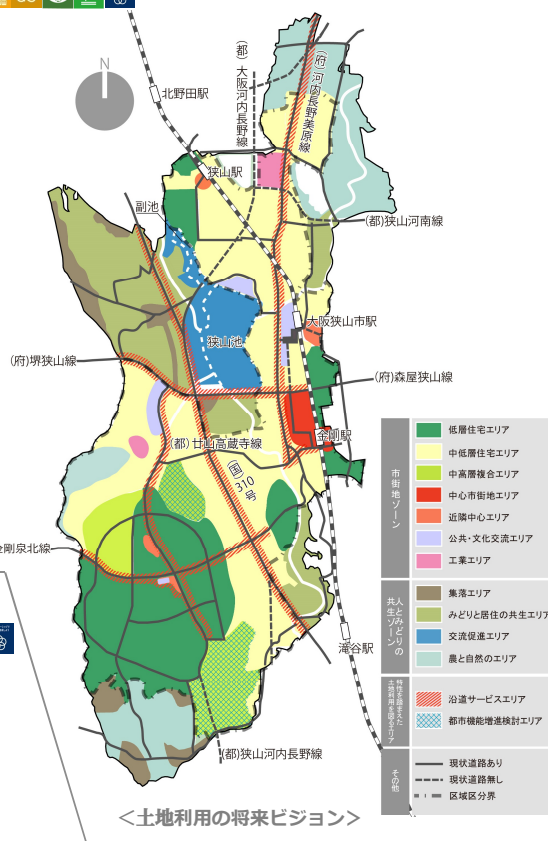
- ・空家や空地等既存ストックの有効活用及び流通を促進します。

地域資源の保全・活用

- ・都市におけるみどりをグリーンインフラととらえ維持・保全に取り組みます。
- ・地域の暮らしと調和した良好な景観や地域を特徴づける景観の形成をめざします。
- ・水・みどりや歴史文化遺産等の地域資源を保全・活用し、市全体の魅力を高めます。

市民ニーズに応じた居住環境の形成

- ・市民協働・公民連携等による、柔軟かつ自由度の高い取組みを進め、市民ニーズに応じた居住環境を形成します。



◆交通ネットワークに関する方針◆

体系的・計画的な道路整備

- ・路線の位置づけや課題に応じた体系的かつ計画的な道路整備を推進し安全・安心・快適な移動環境を構築します。

道路環境の改善

- ・計画的な維持管理や交通安全対策、防犯対策、道路環境の改善等に取り組み、安全・安心・快適な移動環境を形成します。

ウォークアブルネットワークの形成

- ・幹線道路や水とみどりのネットワークなどの歩行者空間のつながりについて、安全・安心・快適に移動することができる移動環境の形成を進めます。

公共交通ネットワークの再編

- ・公共交通の利用促進に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら、住民の生活実態に即したあり方、日常生活圏を踏まえた、広域公共交通ネットワークの再編を進めます。

◆水・みどりに関する方針◆

水・みどりの維持・保全と活用の促進に向けた機能向上

- ・市民の生活を支えるグリーンインフラの維持・保全、活用を進めることで、将来にわたって、これらの効果を維持し、水・みどりに誇りと親しみをもてる環境を形成します。

水とみどりのネットワークの形成

- ・本市のシンボルである狭山池を中心に、河川や天野街道等をネットワークで結び、柔軟で自由度の高い取り組みを進めることで、都市全体の価値及び市民満足度の向上をめざします。

エリアマネジメント体制の構築

- ・市民協働・公民連携等による水・みどりの維持・保全及び機能向上等に取り組むとともに、主体間連携などエリアマネジメント体制の構築等について検討します。

◆都市防災に関する方針◆



災害に強い市街地の形成

- ・被災時に被害を最小限に抑えることができる市街地形成に取り組みます。
- ・流域治水の観点から大阪府等関係機関と連携し、「逃げる」「凌ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせた浸水対策に取り組みます。

災害時の早期復旧・復興を想定した体制の構築

- ・被災時に早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

◆景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針◆



景観構造を踏まえた体系的な景観形成

- ・市街地の特性に応じたゾーン景観、景観の骨格を構成する景観軸、点景観など景観構造を踏まえた体系的な景観を形成します。

地域のイメージをつくる景観形成と歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

- ・各地域の特徴を踏まえた景観を保全・活用することで、各地域への誇りや愛着を感じられる環境の形成をめざします。

◆暮らしを支える各種施設に関する方針◆



計画的な整備と維持修繕、長寿命化と更新、再編

- ・施設の計画的な維持修繕による長寿命化、更新を進め、施設のあり方や再編等の可能性について整理を行います。

運営体制の合理化

- ・民間事業者や関係機関等との適切な連携・分担や公共空間の有効活用など、合理的な運営体制の構築を進め、施設の利用促進に取り組みます。

7. まちづくりの進め方



- ・あらゆる主体が強みや弱みを共有しながら、まちづくりを進めることで、高度化・複雑化している都市課題解決の可能性が高まります。
- ・本計画では、行政主体の取組みだけでなく、市民協働・公民連携による柔軟な取組みの展開を想定しています。

【市民・市民団体】

- ・身近な地域の課題や自分自身の関心を元に、自らできることを主体的に進めていく
- ・さまざまな地域の活動に参加

【民間事業者】

- ・民間事業者のもつ技術やノウハウ等を活かしてまちづくりに関わる
- ・新たなビジネスモデルの構築等を通じて、持続的にまちづくりに関わる

【行政】

- ・各主体との情報及び方向性を共有
- ・各種制度の適正な運用等により市民ニーズ、社会潮流の変化に対応した都市空間を形成

<発行・問い合わせ先>

大阪狭山市役所 都市整備部 都市計画グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
TEL：072-366-0011 FAX：072-367-1254
E-Mail：toshikeikaku@city.osakasayama.osaka.jp